

# 令和6年6月定例教育委員会会議録

鳴門市教育委員会6月定例教育委員会は、5月27日招集告示。

6月3日18時00分、鳴門市役所本庁舎3階 会議室301で開会。

同日18時30分閉会した。

- 出席者

教育長職務代理者 甲斐教育長職務代理者

教育委員 加藤委員 濱川委員 川上委員

事務局職員 小川教育次長 嘉屋重教育総務課副課長

その他職員 梶原学校教育課長 西條総合教育人権課長

岡教育支援室長 中妻学校教育課主幹

- 傍聴者

1名

- 会議は、教育長職務代理者が議事を進行した。

- 議事の内容は次のとおりである。

議案第25号 鳴門市教育委員会教育長の事務引継に関する規則の一部を改正する規則について

議案第26号 鳴門市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第27号 臨時代理の承認について（鳴門市青少年補導員（地区選出補導員）の委嘱について）

議案第28号 臨時代理の承認について（鳴門市社会教育委員の解嘱及び委嘱について）

議案第29号 鳴門市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第30号 鳴門市教科用図書採択委員会委員の委嘱について

議案第31号 令和7年度使用中学校教科用図書調査員の任命と委員長の選任について

- 教育長職務代理者は、18時、6月定例教育委員会の開会を宣した。

- 教育長職務代理者は、会議録の朗読を事務局に求めた。

嘉屋重教育総務課副課長は、5月定例教育委員会の会議録を朗読した。

- 教育長職務代理者は、会議録の承認について諮り、全委員異議なく承認した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第25号 鳴門市教育委員会教育長の事務引継に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に説明を求めた。

嘉屋重教育総務課副課長は、鳴門市教育委員会教育長の事務引継に関する規則においては、前任の教育長が事故等により後任者に引継ぎが行えない場合の規定がないことから、前任者の事故等により後任者に直接事務引継ぎができない場合は、職務代理者が後任の教育長に事務引継ぎを行う旨の規定を追加するため、当該規則の所要の改正を行いたい旨、説明した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第25号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。
- ・ 教育長職務代理者は、議案第26号 鳴門市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に説明を求めた。

岡教育支援室長は、鳴門市教育委員会事務局の新庁舎移転に伴い、教育研究所の位置を変更する必要が生じたことから、鳴門市教育研究所設置条例施行規則について、所要の改正を行いたい旨、説明した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第26号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。
- ・ 教育長職務代理者は、議案第27号 臨時代理の承認について（鳴門市青少年補導員（地区選出補導員）の委嘱について）、事務局に説明を求めた。

岡教育支援室長は、鳴門市青少年センター設置条例施行規則に基づく補導員について、新たに4名の補導員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、承認を得たい旨説明した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第27号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・ 教育長職務代理者は、議案第28号 臨時代理の承認について（鳴門市社会教育委員の解嘱及び委嘱について）、事務局に説明を求めた。

西條総合教育人権課長は、鳴門市社会教育委員条例に基づく本件委員について、委員1名より辞職願の提出があったことから、後任者を新たに委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第28号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第29号 鳴門市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局に説明を求めた。

梶原学校教育課長は、鳴門市附属機関設置条例及び鳴門市教育支援委員会運営要綱の規定に基づき、医師、学識経験者、福祉関係職員、教育関係職員として、9名に令和6年度鳴門市教育支援委員会委員を委嘱したい旨、説明した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第29号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第30号及び議案第31号については、教科書採択における静謐な審議環境を確保し、公正かつ適正に行う観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、会議を非公開としたい旨提案し、全委員異議なく承認した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第30号 鳴門市教科用図書採択委員会委員の委嘱について、事務局に説明を求めた。

梶原学校教育課長は、令和7年度使用中学校教科用図書の採択にあたり、鳴門市附属機関設置条例の規定により設置する鳴門市教科用図書採択委員会について、5名を採択委員会委員に委嘱したい旨、説明した。

(会議の内容については非公開)

- ・ 教育長職務代理者は、議案第30号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。

- ・ 教育長職務代理者は、議案第31号 令和7年度使用中学校教科用図書調査員の任命と委員長の選任について、事務局に説明を求めた。

梶原学校教育課長は、令和7年度使用中学校教科用図書の採択にあたり、鳴門市教科用図書採択委員会運営要綱第6条の規定に基づき、教科用図書調査会調査員として36名を任命するとともに、うち1名を委員長として選任したい旨、説明した。

(会議の内容については非公開)

- ・ 教育長職務代理者は、議案第31号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。

- 教育長職務代理者は、18時30分、閉会を宣した。

- その他の事項は次のとおりである。

教育長職務代理者は、7月定例教育委員会を、7月8日17時から開催することを確認した。